

広島県分権改革推進審議会 小委員会報告（案）

----- 国・県・基礎的自治体，行政と民間の役割分担など -----

平成15年9月17日

目 次

はじめに

1 広島県分権改革の基本的な考え方	1
2 部局（分野）別の事務・事業の基本的な見直し方針	5
事務・事業見直しの基本的な考え方	5
（1）環境生活部関係	5
① 環境行政のあり方	5
② 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担	6
（2）福祉保健部関係	8
① 福祉事務所業務の町への移管、保健所業務の市などへの移管、 児童相談業務等のあり方	8
② 社会福祉施設における行政と民間の役割分担	10
（3）商工労働部関係	11
① 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方	11
② 産業振興施策のあり方	12
③ 雇用労働施策のあり方	13
（4）農林水産部関係	15
① 農林水産業関係の基盤整備のあり方	15
② 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方、山地育成 や施設整備に対する関与のあり方、農林水産業関係の規制・ 監督行政のあり方	16
③ 農業改良普及事業のあり方	18
（5）土木建築部関係	19
① 土木建築部関係の基盤整備のあり方	19
② 都市・建築行政のあり方	21
（6）教育委員会関係	23
① 義務教育のあり方	23
② 生涯学習における県教育委員会の役割の整理	24
3 地域事務所のあり方	26
4 事務事業見直し基準について	28
5 広島県分権改革推進審議会小委員会委員名簿	29
6 小委員会の審議経過	30

はじめに

広島県分権改革推進審議会は、「地方分権の一層の推進を図る観点から、分権型行政システムの構築への道筋を明らかにするとともに、県の行財政の健全かつ効率的な運営や、都道府県合併等も視野に入れた新たな県の在り方などについて、調査審議する」という諮問を受け、県の行財政改革から県の将来像まで含む広範な議論を行うことを目的としている。

特に、市町村合併が現実のものとして進行し、基礎的自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある広島県において、事務事業の見直しを踏まえた役割分担の明確化による新たな分権型行政システムを構築することは、全国的にもモデルになり得ると考えられる。広島県の分権改革が日本の行政システム全体を改革する牽引役となるよう、先導的かつ実践的な議論が必要である。

本小委員会は、幅広い審議事項を効率よく計画的に審議するため、第1回審議会において承認されたスケジュールに沿って、先ず、全体の基礎となる事務事業の見直し部分（国、県、基礎的自治体の役割分担 等）などの中心部分について、審議会に取りまとめる大まかな案に向けて、見直しの方向性を審議してきた。

8月～9月の実質1か月間という短期間であったが、6回の小委員会を開催し、県の組織・事務事業の概略から個別行政分野ごとの主要論点まで、関係部局・行政委員会の出席も交えて、精力的な審議を行うことにより、主に、個別の行政分野ごとの事務事業のあり方について、方向性を示すことができたと考えている。

1 広島県の分権改革の基本的な考え方

【分権改革を巡る国の動き】

近い将来の人口減少社会の到来や少子・高齢化社会の急速な進展、低経済成長社会の到来といった社会環境の大きな変化に加え、個人の価値観や住民ニーズの多様性が増す中、中央集権型行政システムの制度疲労が顕在化し、自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権改革が求められてきた。

平成7年の地方分権推進法から平成12年の地方分権一括法の施行を経て、国と地方の関係は概念的には「対等、協力の関係」と整理された。機関委任事務についても制度が廃止され、地方の事務として、地方公共団体が創意工夫しながら実施する仕組みに改められたが、地方分権推進委員会最終報告（平成13年6月）が指摘しているように、こうした地方の事務を自主的・自立的に処理するためには国庫補助負担金等を通じた国の関与を一層縮減するとともに、税源移譲等によって財源面での自主性・自立性を向上させることが不可欠である。

このため、国においては、本年6月に閣議決定された「経済財政と構造改革に関する基本方針2003」の中において、国庫補助負担金の廃止縮減、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲を含む三位一体改革の具体的な改革工程を示し、「改革と展望」（～2006年）の期間中に、国庫補助負担金については、概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減を行うとともに、廃止する国庫補助負担金の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしている。

しかしながら、廃止すべき国庫補助負担金の内容や地方へ移譲する税目など肝心な部分は、今後の予算編成や税制改正時の議論を踏まえて検討されることになっているため、地方に対してどの程度の影響が及ぶのか、その全貌が依然として不透明である。

一方で、地方制度調査会では、市町村合併後の新たな地方自治制度のあり方について、調査審議が行われ、本年秋には、基礎的自治体、大都市、都道府県の将来のあり方などについて、答申が出されるなど、地方自治制度全般に係わる抜本的な改革が進められることが予想される。

【 本県の現状 】

本県においては、基礎的自治体である市町村の合併が急速に進展し、平成14年度当初に86あった市町村数は平成17年度当初には3分の1程度に減少し、その大半が市になるという状況にある。

本来、「住民に身近な行政はできるだけ身近な自治体で実施」できるよう、地方分権の中心的な担い手として基礎的自治体の行政体制を整備することが市町村合併の大きな目的であったことを踏まえると、県と基礎的自治体の役割分担の明確化と県から基礎的自治体への事務・権限の移譲は、喫緊の課題であると言わざるを得ない。

また、国と同様に本県も県内市町村も共に危機的な財政状況にあり、特に本県財政は、今後、500～700億円の財源不足額が見込まれるなど、極めて危機的な状況に直面している。こうした状況に加え、三位一体の改革は、国・地方を通じた財政健全化の色彩が濃く、国庫補助負担金、地方交付税の大幅な縮減が懸念される中で、歳出の徹底的な見直しを初め、効率的で小さな行政を実現することは不可欠な状況である。

【 広島型の分権改革 】

分権改革は、単に国から県、県から基礎的自治体へと事務や権限を移すことにより、地域の実態や住民ニーズに沿った行政を推進するだけでなく、本来、基礎的自治体だけで完結できる事務について、国や県の関与を縮減することにより、二重、三重の行政を排除し、トータルとしてスリムで効率的な行政の構築に結びつけようとするものであり、分権改革と行財政改革は、表裏一体の関係にある。

また、厳しい財政状況を改善するための行財政改革を進める上において、県の役割分担がどうあるべきかという前提が不可欠であり、分権改革によって、県の将来像を明らかにする議論と、いかに効率的で小さな行政組織を作っていくかという行財政改革の議論を相互に関連付けながら行う必要がある。分権改革と行財政改革を有機的に結びつけ一体的に行うことを特徴として、広島型の分権改革を推進する必要がある。

【 分権改革の具体化 】

分権改革を推進する上で、先ず、国、県、市町村の間、また、行政と民間との間の

役割分担を抜本的に見直すことによって、県の役割分担を明確化した上で、そうした役割を果たしていくための県のあり方を明らかにしていく必要がある。

県の役割分担を明らかにしていくためには、事務事業の全てについて、真に必要な事務事業なのか、社会経済情勢の変化に伴い役割を終えてはいないかという視点で、廃止を検討することや、民間でも実施することのできる事業で、行政の役割とは言えないのではないかという視点で民間への移管を検討することにより、行政の役割自体を見直すことが必要である。その上で、引き続き行政で担っていくべき事務事業については、基本的には、住民に身近な行政は可能な限り、基礎的自治体が行い、基礎的自治体で担えないものを広域自治体である県が処理するという「市町村優先の原則」「補完性の原理」を徹底し、基礎的自治体への大胆な事務・権限の移譲を目指すべきである。

この際、国と県との関係や国の法令並びに制度上の制約がある事務・権限については、国における法令改正や制度の見直しを提案していくこととなるが、県独自に取り組むことのできる行政事務の民間への移管や基礎的自治体への事務・権限の移譲については、先行して実行していくこととする。

合併先進県として、自らできる分権改革を徹底的に行うことが、地方分権改革のモデルとして、国の分権改革を促す起爆剤にもなり得ると考えられる。

【 県の行財政改革 】

地方分権一括法の施行により、地方の自主性・自立性が発揮できる領域が拡大する一方で、県税収入はかつてない落ち込みをみせるといった厳しい環境にある中、それぞれの地域が知恵と工夫を競う地域間競争の時代に突入しており、引き続き、広域自治体として県が担うべき役割を果たすためには、県の徹底的な行財政改革は不可欠である。

本県においては、これまでも「行政システム改革推進計画（H12～H16）」や「中期財政運営方針（H12～H16）」に基づく改革を推進し、組織・定数のスリム化や財政の健全化などに一定の成果を挙げてきたところであるが、本格的な地方分権時代を迎え、県政を取り巻く環境がこれまで以上に急激に変化する中、限られた行政資源（ヒト、モノ、金）の下、従来にも増して県民満足度を高められる質の高い行政サ

ービスを提供していくため、行財政システム全般にわたる抜本的な改革を推し進めていく必要がある。

【 将来方向 】

合併により広域化し、幅広い事務・権限を持った基礎的自治体が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための総合的な行政主体として、自己完結型自治体へと転換していく一方で、広域自治体である県は、基礎的自治体を超える広域の事務と連絡調整事務を主として担い、補完事務については、極力縮減して最小限にしていくこととなる。

こうした、基礎的自治体と県との新しい関係を具体化した上で、県が地方分権時代にふさわしい役割を果たしていくためには、現在国が担っている事務事業についても、その多くは地方で担えるものとして、大胆に移譲を求めるとともに、都道府県合併、道州制等を視野においた都道府県の広域化の議論も進めていく必要がある。

2 部局（分野）別の事務・事業の基本的な見直し方針

【事務事業見直しの基本的な考え方】

分権改革の議論を進める上で、県の役割の明確化から着手する必要があるため、県で行っている事務・事業について、部門ごとに論点を抽出して、個別に具体的な議論を行い、併せて、関連する国の事務・事業についても議論を行った。

これらの論点は、県の事務・事業の全てを網羅するものではないが、部門ごとの代表的なものを抽出したり、大括りの論点とするなど、他の事務・事業の議論にも活かせるものとなっており、類似の事務・事業については、今後、今回の議論を踏まえた検討が必要である。

具体的な見直しの基準については、第1回審議会で示された「事務事業見直し基準（28ページ）」を念頭に置きつつ、事務事業の廃止や民間移管の可否の議論を含んだ見直しを行い、行政の役割とされるものについて、「市町村優先の原則」「補完性の原理」に基づいて、国、県、市町の役割分担を整理することとした。

（1）環境生活部関係

① 環境行政のあり方

- 公害対策や廃棄物対策などの環境行政については、広域にわたるものとして、現在、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象とする許認可などの事務や、生活排水対策など地域に密着した事務もあることから、県と基礎的自治体の役割分担の再整理を中心に議論した。
- 現在の役割分担は、国が全国状況を把握して制度や基準を設け、県や政令指定都市などが規制対象施設に対する監督や汚染状況等の監視を担当しているというのが、大まかな分担であるが、県の中でも本庁で執行している事務と地域事務所で完結している事務など様々である。また、地域事務所で担当している事務の多くは、保健所を設置している政令指定都市等（広島市、福山市、呉市）の権限となっている。
- これらの実態を踏まえると、汚染物質の排出施設や廃棄物処分場の設置に係る許認可等の監督業務など、地域事務所で担当している事務の多くは地域性のある事務として、基礎的自治体に移譲することを原則とすべきであり、基準や計画策定、営業の許可等、広域性があり県で引き続き担当すべき事務については、地域事務所ではなく本庁直轄等で対応する方向で事務の振り分けをすべきという意見が大勢を占めた。

○ なお、基礎的自治体への移譲を検討する際、合併後の基礎的自治体にも、町が市に合併したものや町同士が合併したものなど様々であり、その能力に差があることにも配慮する必要があるという意見があった。環境行政については、専門的な知識を有する職員が必要であることや、対象が散在する場合など、単独の基礎的自治体で担当することで非効率になることも考えられるため、広域連合や一部事務組合等の特別な仕組みを検討する必要がある。この際、従来、環境行政を保健所で担当していた実態があることも踏まえ、後述する広域連合等による保健所の設置検討と併せて検討する。

○ また、合併処理浄化槽については、設置届出の受理や立入検査等の事務は県が担当し、市町村から設置者への助成金に対して国や県が補助金を交付している。浄化槽に係る事務については、住民に身近な事務として基礎的自治体で完結するよう役割分担を整理すべきであるが、単なる役割分担の整理だけでなく、補助制度の見直しも必要となる。合併処理浄化槽に対する補助金だけでなく、同様に補助制度がある公共下水道や集落排水事業なども、基礎的自治体だけの判断で完結すべき事務であり、国庫補助制度の見直しと一般財源化が必要である。三位一体の改革で検討される個別の国庫補助負担金の見直しの中で、国に提案していくべきである。

【整理の方向性】

■ 環境行政については、地域事務所で担当している事務を中心に地域性のあるものは、基礎的自治体に移譲し、広域性があり、県で引き続き担当すべき事務は、本庁直轄等に対応する方向で事務事業を整理すべきである。

その際、能力面や効率性の面で、単独の基礎的自治体で実施することが難しいものについては、一部事務組合や広域連合等の仕組みを活用する。その際、後述する保健所の設置と併せて検討するべきである。

■ 浄化槽等の市町村で完結すべき事務に係る国庫補助負担金については、市町村の一般財源として、自主的な運用ができるよう他の国庫補助負担金の見直しに合わせて、国への制度改正の提案を行うべきである。

② 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担

○ 自然公園については、国立公園については、国が直接事務を執行し、国定公園については、公園の指定と公園計画の決定を国が、具体的な施設整備や行為の許可を県が行っている。県立自然公園については、全て県が事務を執

行している。これらのうち、施設整備等の個別の公園事業や行為の許可については、基礎的自治体の区域内で完結するものがほとんどである。

- 自然公園内の施設には、もみのき森林公園や県民の浜などのように宿泊施設等収益施設を備えたレクリエーション施設から公園内の遊歩道やトイレ、展望台のような小規模な施設まで様々な施設があるが、市町村等地元への管理・事務委託によって地域における管理運営が定着している施設についての、基礎的自治体との役割分担を論点として議論した。
- 委員の意見を総じてまとめると、自然公園施設のうち、レクリエーション施設については、観光面、自然保護の面で今後とも重要な施設であり、単に県と基礎的自治体との役割分担だけではなく、これらの施設を最高に活用する上でいかに民間の力や住民に近い基礎的自治体の力を活用して、効果的、効率的に運営すべきかという視点で検討すべきであるという意見が大勢を占めた。
- また、収益施設ではない遊歩道やトイレ、展望台のような施設については、基礎的自治体での管理が可能であり、広域性もない。基礎的自治体内で完結する県道等、その他の公共施設についての役割分担と同様の考え方により、基礎的自治体へ移譲する方向で整理する必要がある。
- 自然公園内における木竹の伐採等、行為の許可については、基礎的自治体の区域内で完結するものであり、できる限り地域の実情に通じた基礎的自治体で実施できるよう制度の見直しを検討する必要がある。

【整理の方向性】

- 自然公園施設のうち、レクリエーション施設については、採算性や設置目的等を個別の施設ごとに精査し、効果的、効率的な運営をいかに確保するかという視点で、民間活用（公の施設の指定管理者制度）や基礎的自治体への移譲等に廃止の選択も含めて総合的に整理すべきである。
- 自然歩道など小規模な公園施設については、他の公共部門と同様の考え方で、基礎的自治体で管理可能なものは、極力基礎的自治体に移譲すべきである。
- 自然公園内における行為の許可については、極力基礎的自治体に移譲する方向で検討すべきである。

(2) 福祉保健部関係

① 福祉事務所業務の町への移管，保健所業務の市などへの移管，児童相談業務等のあり方

- 福祉保健行政については，住民の日常生活に最も密接に関係する分野であることから，高齢者，身体障害者，知的障害者に係る福祉サービスや母子保健など頻度の高い保健サービスの提供及び最近では，介護保険事業の運営に至るまで，その多くが基礎的自治体の事務事業として定着している現状にある。
- こうした中であって，現在の福祉事務所業務，保健所業務並びに児童相談業務等の役割分担については，法令により福祉事務所においては，市に，保健所については，政令指定都市，中核市，その他政令で定める市に，また，児童相談業務の中核を担う児童相談所については，政令指定都市にそれぞれ設置し，自ら事務を処理しているものの，他の市町村については，県が補完的にその区域に係る事務を所管している。
- 今回，県の担っている役割のうち，町村区域を対象に生活保護事務や個人給付サービスなどを実施する福祉事務所業務や対人・対物保健サービスを担っている保健所業務のあり方並びに，近年，社会的問題として取り上げられている非行児童・児童虐待などへの対応を含めた児童相談業務や住民との相談窓口となる民生委員児童委員や各種福祉関係相談員の設置運営のあり方について，県と基礎的自治体の役割分担を視点を議論を行った。
- 各委員の意見を総じてまとめれば，すでに基礎的自治体において福祉・保健に関する事務事業を担っている実態を踏まえつつ，地域福祉の観点や保健医療・福祉は一体的かつ不可分のもので，地域住民の生活と密着した行政サービスであり，基本的には基礎的自治体で対応すべきである。また，福祉事務所業務，児童相談業務などは身近な自治体で行われるほうが機動力を発揮できるとともに，住民の相談窓口をできるだけ一本化した上での総合センター化やワンストップサービスに向けた体制整備を図るべきとの意見が大勢を占めていた。
- こうした考え方を踏まえ，今後，福祉事務所業務にあつては，合併後，引き続き，町として存続する自治体にあつても，極力その自治体で福祉事務所を設置すべきである。また，保健所の設置や児童相談所の設置についても，

地域の実情を踏まえ、住民に身近な基礎的自治体で担うことができるよう、現行の設置要件を緩和するとともに、広域連合や一部事務組合など広域行政を活用した設置形態についても工夫すべきである。

- なお、保健所業務や児童相談業務については、例えば、救急医療体制の整備や SARS などの感染症対策、児童虐待問題に係る相談体制など広域性、専門性の高い業務もあることから、こうした業務については、引き続き、県が担うべきとの指摘もあり、体制整備に係る財源措置や専門職員の確保など人員問題も含めて、今後、整理すべき課題もある。
- 民生委員児童委員や福祉関係相談員の設置にあたっては、地域住民との最前線としての一義的な窓口として、その役割は重要との意見があり、委員等の設置から指揮監督等について、基礎的自治体が主体的に行うことができる仕組みを構築することが適当と考えられる。

【整理の方向性】

- 福祉事務所については、すべての町へ設置することを基本にし、とりわけ、合併後、規模・能力の拡大を目指す町においては、できる限り早期に福祉事務所を設置できるよう、その促進策を検討すべきである。
- 保健所設置にあたっては、国が定める設置要件の緩和並びに広域連合や一部事務組合による共同設置も可能となるよう、国への制度改正の提案を行うべきである。
- あわせて、福祉事務所・保健所設置が市や町で困難な場合には、地域の実情に応じて、県が所管する区域の業務について、最寄りの市あるいは保健所設置市へ事務を委託できる仕組みについても、検討すべきである。
- 児童相談所については、中核市や特例市などへの設置あるいは広域連合や一部事務組合による共同設置も可能となるよう、国への制度改正の提案を行うべきである。
- 民生委員児童委員をはじめ、福祉関係相談員については、住民との一義的な窓口としての重要性を鑑み、できる限り基礎的自治体において、委員等の設置から指揮監督に至るまで、一体的な設置運営が可能となるよう、国への制度改正の提案を行うべきである。

② 社会福祉施設における行政と民間の役割分担

- 施設福祉サービスにあたっては、民間社会福祉法人が事業主体の中心となつて、サービスを提供している状況から、県立社会福祉施設の必要性やその役割について点検を行い、民間サービス供給体制の整備状況や地域における施設利用状況も踏まえながら、「民間でできることは、民間に委ねる」との基本的考え方に立って、行政と民間との役割分担について議論を行ったところである。
- 委員の意見としては、県立社会福祉施設の設置が、民間参入が難しい時代において、先導的な役割を果たしてきたとの認識の上で、最近では、高齢者から重度の障害者まで、多くの分野に民間社会福祉法人が参画していることから、県が独自に設置運営する施設の大半については、すでに県の役割が終わっているのではないかと、また、民間での運営が困難な場合にあっては、県が必要となる財政的な支援を行えば、民間でも十分対応ができるのではないかと指摘があった。
- また、民間社会福祉法人へ移管した公立社会福祉施設を例に、民間社会福祉法人が運営した場合には、従来の施設職員の3分の2で十分運営が可能となるなど、経費削減の効果も見受けられるとの指摘もある。
- 一方で、県立社会福祉施設すべてが民間へ移管すべきかどうかについては、引き続き、県が担うべき施設もあるのではないかと意見もあり、施設の役割や利用実態等について、十分に検討を行った上での、議論が必要との意見もあった。
- こうした意見を踏まえた上で、現在、11ある県立社会福祉施設の設置運営にあたっては、県が設置運営すべき必要性やその役割の終わった施設については、官業開放的な考え方に立って民間社会福祉法人への移管、あるいは地域の利用状況等を踏まえ、地元の自治体への移管も視野に検討すべきである。
- また、民間社会福祉法人への移管とともに、将来的には、地域のボランティア団体であるNPO法人などへの移譲・移管についても幅広く検討することも必要と考えられる。

【整理の方向性】

- 県立社会福祉施設のうち、県が設置運営する必要性や役割の終わった施設については、民間社会福祉法人あるいは地元自治体への移管を積極的に進めるべきである。
- また、引き続き、県で設置する必要がある施設についても、その管理運営について、民間活用（公の施設の指定管理者制度）を図るなど、現行の管理委託のあり方を見直すべきである。

（３）商工労働部関係

① 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方

- 県費預託融資制度については、平成 14 年度の新規融資枠 1,223 億円に対して、利用実績は 541 億円（融資枠の 44%）と低迷している。利用実績のうち、経営安定資金（一般資金）融資が 481 億円と、ほとんど（89%）を占めており、他の政策的融資メニューの利用状況は低調である。
- 経営改善普及事業については、小規模事業者の経営改善の支援のため、商工会、商工会議所及び県商工会連合会を支援団体と位置付けて、経営指導員等 517 人の人件費 26.6 億円を県が補助している。
- 小委員会では、預託融資制度については、資金需要が低迷している中で、金融機関との役割分担を含めて、企業が真に必要なとする資金支援のあり方について議論を行った。また、経営改善普及事業については、市町村合併に連動する商工会や商工会議所の合併も想定される中、県の関与のあり方について議論を行った。
- 県費預託融資制度に関する各委員の意見を総じてまとめると、徐々に縮小していくにしても、デフレ不況の中で、今程度の支援はしばらく必要であるが、メニューが多すぎて使いにくいので、あまり細分化せず 2 つか 3 つのメニューにして使い易い方法を考えるべきで、また、利子補給や東京都などが取り入れている市場型間接金融など、新しい形の中小企業金融を検討すべきというものであった。一方で、金融支援は市中銀行に任せて、県費預託融資制度は廃止してはどうかという意見もあった。

- 経営改善普及事業に関する各委員の意見を総じてまとめると、商工会の合併を進めて効率化を図る必要があり、県も人件費の補助をしているのだから、商工会の合併を見守るという姿勢ではなく、一緒になって、今後どうするかを検討する姿勢が必要である。また、経営指導員等の人件費に 26.6 億円を使って、それだけの効果が出ているのか疑問であり、惰性的に予算が支出されているのであれば問題で、どれだけの成果が出ているのか、評価が必要であるというものであった。
- このような意見を踏まえ、県費預託融資制度については、融資枠や融資メニューの見直しと合わせて、新たな制度の導入も検討すべきである。また、経営改善普及事業については、事業の重点化、効率化を図るとともに、現行商工会法では、市町村が合併しても商工会はそのまま存続でき、商工会議所と商工会の合併については法的整備がなされていないので、市町村合併に伴い、市域にある商工会と商工会議所との合併が促進されるよう、国へ法的整備を働きかけるべきである。

【整理の方向性】

- 県費預託融資制度については、利用実績を踏まえて、融資枠の見直しを図るべきである。政策的資金については、融資メニューの整理と合わせて、市場型間接金融等、新たな制度の導入に向けた検討を進めるべきである。
- 経営改善普及事業については、県として主体性を持って、その成果を検証するとともに、市町村合併を踏まえ、事業の重点化、効率化に向けた計画を策定し、前向きに取り組むべきである。
- 市町村合併に伴い、市域にある商工会について商工会議所との合併が促進されるよう、国へ法的整備を提案すべきである。

② 産業振興施策のあり方

- 現在の産業振興施策は、工業技術センター等による技術支援、研究開発補助、地場産業振興補助、販路開拓支援、産学官連携など既存産業の振興や、新規創業やベンチャー育成など新規産業の創出に関する事業を実施している。
- こうした中で、地域や民間の自主性に委ねるべき部分はないかという視点から県の関与のあり方を議論するとともに、企業誘致の展開について、基礎的自治体も含めた戦略の構築や、観光産業の振興について、基礎的自治体や

観光連盟などとの役割分担について議論を行った。

- 各委員の意見を総じてまとめると、多くの事業を実施した結果、どれだけ成果が上がっているかを評価して、事業の選択と集中を図るべきという意見が大勢を占めた。また、広島県の商工業の、ここ10年間の伸び率は非常に悪く、全都道府県のうち最下位の岡山県に次いで悪くなっており、これは、行政だけの責任ではないが、県の商工行政は、的が外れているのではないかと、もっと伸びるべきサービス業を伸ばす努力をするべきではないかという意見もあった。
- 企業誘致については、県の団地も市町村の団地も売れ残りが多いが、企業が立地する際、当初の税金等を大幅に減免するなど、思い切った政策転換を図り、県と市町村が総合して作戦を立てるべきであり、観光産業の振興については、広域的な観点が必要で、チマチマと市町村の支援をするのではなく、大きなビジョンを作って産業として取組むべきで、思い切って観光局を作るぐらいの気持ちが必要という意見があった。
- このような意見を踏まえて、産業振興施策の総点検を行うとともに、従来の施策の枠にとらわれず、より効果的、効率的な施策を実施するよう政策の転換を図る必要がある。

【整理の方向性】

- 個別事業ごとに成果を総点検し、選択と集中を図るべきである。産業振興については、県と基礎的自治体との役割分担を明確にし、商店街振興、地場産業振興、特定地域の観光振興など、その効果が地域に留まるものについては、基本的に県の関与を縮小し、基礎的自治体や民間の自主性に委ねるべきである。
- 企業誘致の展開や観光産業の振興については、従来の枠組にとらわれず、ニーズに合わせた効果的、効率的な政策を実施するよう、戦略の再構築を図るべきである。

③ 雇用労働施策のあり方

- 平成11年の職業安定法改正に伴い、平成12年度から、地方事務官制度が廃止され、厚生労働省の地方機関として広島労働局が設置され、雇用労働行政は、基本的に国が一元的に担うべき業務として整理されている。一方で、

併せて雇用対策法が改正され、「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実状に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされている。

○ このような状況の中で、国からの事務の移管を含めて、雇用対策・職業安定行政・職業訓練における県の役割や基礎的自治体の関与のあり方について議論を行った。

○ 委員の意見を総じてまとめると、雇用労働行政は国と県の対応が二重行政となっている面があり、国の業務を一括県へ移譲する方が効率的であるし、ハローワークの仕事は比較的定型的な業務が多く、県が責任を持ってやれば、特段支障はない。また、もともと県の事務としていた雇用労働行政は、国がやるべきではなく、地域の実状に応じて県が行うべき業務であり、国の業務を県へ再移管するよう国へ働きかけるべきというものであった。

また、少なくとも各市にはハローワークがあり、市によっては、職業ガイダンスや職業訓練などを行っているが、市町村合併を進める際に、その辺りをどう整理するか、県で考えを示すべきという意見もあった。

○ このような意見を踏まえ、雇用労働施策については、地域の実状に応じて県が事業を実施できるよう、国から県へ再移管を求めるべきである。また、基礎的自治体の関与については、県が実施している具体的な事務を整理する中で役割分担を明らかにするべきである。更に、職業紹介については、規制の緩和の流れの中で、民間の役割も高まっている点も考慮すべきである。

【整理の方向性】

- 雇用労働行政は、国と県との二重行政を避け、県が地域の実状に応じて事業を実施できるよう、広島労働局と公共職業安定所の業務の国から県への再移管について国へ提案すべきである。
- 基礎的自治体の関与については、県が実施している具体的な事務について整理を行う中で、県と基礎的自治体との役割分担を明確にしていくべきである。
- 職業紹介については、規制緩和の流れの中で、民間の役割のウエイトが高まっており、民間が参入できる方策も検討すべきである。

(4) 農林水産部関係

① 農林水産業関係の基盤整備のあり方

- 現在、農林水産業関係の基盤整備は、ほ場整備等の生産基盤整備と農山漁村における集落の生活環境整備を一体的に整備する事業が中心となっているが、市町村が実施するものよりも県が実施するものが多い状況がある。また、県土の保全に関する事業については、例えば県が保安林を指定し、その区域内で治山事業を実施するなど、県が広域的な計画を策定して事業を実施するものが多いが、市町村でも個々の施設の整備は可能と考えられる。
- 小委員会においては、このような状況を踏まえて、今後の県と基礎的自治体の役割分担について、ほ場整備や農村整備、森林整備を中心に議論が行われ、農業関係の主要な経済指標等を参考に、今後の県行政の方向性についても意見が提出され、おおよそ次のような方向で意見の一致をみた。
- ほ場整備は、技術的専門性や広域性ではなく、受益面積により県実施と市町村実施が区分されており、技術的にも能力的にも基礎的自治体で実施可能である。また、事業内容においても生活環境整備と一体的に行う総合整備型の事業が中心であり、今後は、基礎的自治体において、地域づくりやまちづくりの観点から実施することが適切である。また、農村の高齢化や、要整備水田に対するほ場整備率が80%を越えていることなどを踏まえ、ほ場整備事業はすでに役割を終えたという整理が必要である。
- 森林整備は国土保全の視点で考えていく必要があり、少なくとも県単位といった大きな単位で、きちんと計画を立てて保全していく必要がある。保安林には広域的なものから局所的なものまでいろいろあるが、森を作るという考えを持って、むしろ県が率先して保安林を作っていくことなども考えていく必要がある。
- 県内の食糧自給率の向上や食糧の安定供給という面では、他県と協力して危機管理の施策を作っていくといった県の役割も考えられる。また、環境問題や水資源の確保、農薬や食の安全といった市町村だけで対応できない問題もあることから、トータルな視点から県と市町村の役割を明確にしていく必要がある。

- 農林水産部の仕事は、農林水産業の振興から農村の生活環境整備や環境・水資源の維持などに転換しているが、予算や職員数はほとんど変化していない。今後は、所得を生み出す産業としての性格と国土保全の2つの方向を踏まえ、いかに効率的な事務・事業を行っていくか、十分な検討が必要である。

【整理の方向性】

- 生産基盤や生活環境の整備については、基本的には基礎的自治体の仕事であり、企画・立案から整備後の管理まで一貫して基礎的自治体の事業実施に委ねるべきである。なお、財源については補助金を廃止して基礎的自治体に対する一般財源として措置するよう、国に対して提案を行うべきである。
- 国土・県土保全に関する事業については、全体の保全計画については県が策定し、事業実施は原則として基礎的自治体に委ね、技術的専門性を要する大規模なものについて県が実施することとし、県と基礎的自治体の役割分担を明確にすべきである。
- 産業振興、環境・国土保全、まちづくり等、事務事業の内容に即した簡素な組織を目指して、そのあり方を検討すべきである。

② 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方、産地育成や施設整備に対する関与のあり方、農林水産業関係の規制・監督行政のあり方

- 現在、農村の土地利用に関しては、「農業振興地域の整備に関する法律」や「農地法」により、市町村、県、農業委員会、農業会議等による多段階の規制が行われるとともに、それぞれの立場から、農業経営体の育成・支援が実施されている。また、施設整備に対する国庫補助の条件として県と市町村それぞれにソフト事業の実施が求められたり、県と市町村が一体となって農業経営体の育成・支援を行うなど、重層的な事務・事業が行われている。補助金の支出事務についても市町村・地域事務所・本庁・国の農政局にわたる処理を要するなど、事務・事業の重層性・多段階性が顕著である。規制・監督行政についても、すでに目的を達成したと考えられるものや民間の自主的な処理に委ねることが可能と考えられるものが多く見られる。

- 小委員会においては、このような現状を踏まえて、基礎的自治体が地域の

実情を踏まえ、農業経営の育成や資金需要に対する支援を実施し、企画立案から補助実施まで一貫した事業実施を行えるよう、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担や事務簡素化の必要性について議論が行われた。また、規制・監督事務の点検と早急な改善の必要性が指摘され、おおよそ次のような内容で意見の一致をみた。

- 補助金行政と規制行政による過保護な農政を続けてきたことが農業の競争力を失わせたのであり、基本的方向として規制を緩和していく必要がある。例えば、農業委員会については、首長部局が整理した内容が、農業委員会や県・農業会議でくつがえるケースはなく、早急に必置規制を解除すべきである。県が独自に実施できるものについては規制撤廃と事務の簡素化を進め、国に対しても必要な規制緩和を要望していくべきである。
- 農業法人の設立支援など、県と市町村が類似の事務をしているものは、市町村に任せていくという基本的姿勢が必要である。また、補助金事務については、農業者、市町村、地域事務所、本庁、農政局という多段階の関与があるが、規制コストの問題も踏まえて、業務と組織のあり方そのものから検討し、事務の徹底的な簡素化を図ることが必要である。
- 野菜等の価格低落時に生産者に補給金を交付して、産地を維持する価格安定基金制度が行われており、基金に対し県や市町村が助成しているが、社会がグローバル化している中で、意義を失いつつあるのではないか。県として価格安定施策を講じる場合は、消費者としての県民に対して十分に説明責任を果たしていく必要がある。
- 制度金融については、農協等の貸付に利子補給を行うものや県の特別会計からの無利子貸付が行われているが、利用状況は平成14年度の新規融資枠60億4千万円弱に対して、利用実績が15億7千万円強（融資枠の26%）と低迷している。今の生産性の低い農業では、制度金融に頼らざるを得ない側面があるが、現在のような多様なメニュー等は不要ではないか。また、農業者の資金需要に対して、簡単な手続で基礎的自治体が対応できるような制度も必要ではないか。
- 県として、食糧自給率等をどうしていくか、どの作物に力をいれていくか

などについて方針を整理し、基礎的自治体や農業者に明確に示していくべきではないか。これが明確になると、どの分野で新規就農者を育てていくかなど、基礎的自治体や農業者の行くべき方向が見えてくるのではないか。

【整理の方向性】

- 規制監督行政について徹底的に見直しを行ない、県独自で対応できるものは規制撤廃や事務簡素化を実施し、農業委員会の必置規制など法令改正を要するものについては国に対して規制緩和と事務簡素化を提案していくべきである。
- 農業法人の設立支援など、県と市町村が類似の事務を行っているものは基礎的自治体で実施し、補助事務も基礎的自治体で完結するよう、国に対して制度の徹底的な簡素化を要望を行うべきである。また、財源については補助金を廃止して基礎的自治体に対する一般財源として措置するよう、国に対して提案を行うべきである。
- 制度金融については、利用実績の低迷を踏まえて、融資総枠の見直しやメニューの見直し等を行うべきである。
- 県として、産地育成指導など手厚く行ってきた産業振興施策を見直し、生産額や就業構造に関する指標等を踏まえて、県内の農林水産業の実態に即した施策に重点化を図るべきである。

③ 農業改良普及事業のあり方

- 農業改良普及事業は、国県協同事業として実施され、国は県に対して交付金を措置するとともに、普及職員と農業改良普及センターについて必置規制を設けている。現在、広島県においては、県内全域を所管する「農業改良普及センター」を設置して主に大規模農家等を対象に技術普及を行い、各地域事務所に「地域営農課」を設置して地域の農家に対する経営指導や技術指導、農業の担い手育成・支援を行っている。普及職員については、主に専門分野の調査研究を行う「専門技術員」を農業技術センターに、「改良普及員」を農業改良普及センターと地域営農課に配置している。
- 小委員会においては、農家に対する経営指導や技術指導・担い手育成の事務・事業について、農家とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討す

るとともに、産地づくりの支援等のために高度な生産技術や新しい技術の移転等が必要となるような場合に、県と基礎的自治体がどのような役割分担を行うべきかについて議論を行った。この結果、小委員会において、次の方向で意見の一致をみた。

- 現在、地域営農課に配置されている改良普及員は、専門の農家の技術レベルに対応できていない。趣味の延長で農業を行っている人達に喜ばれている状況ではいけない。農業改良普及事業の本来の姿は、農業技術センターで開発した高度な技術を、どんどん農家に出していくことである。
- 農家に対する経営指導や技術指導については、地域に熟練した農家が多く存在しており、農家同士の相互補完に任せるべきであり、県が実施する必要はない。農業法人の設立支援などの担い手の育成・支援は、現在でも市町村が県といっしょになって行っており、市町村に委ねるべきである。
- 県の普及事業は、農業技術センターが開発した高度な技術を、専門の農家に普及していく特殊なものに絞っていくべきである。市町村は、自ら技術者を確保して、地域の特産品づくり等を目指していくべきである。

【整理の方向性】

- 県は、農業技術センターの研究開発と連動した高度な技術の普及に特化し、地域の農家に対する経営指導や技術指導は農家の自主的な対応に委ね、農業法人の設立支援や地域の特産品づくりに関する事務は基礎的自治体の自主的な対応に委ねるべきである。

(5) 土木建築部関係

① 土木建築部関係の基盤整備のあり方

- 道路、港湾、河川、砂防等の整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担について議論を行った。
- 道路の整備・管理については、国が管理している一般国道のうち、県内完

結道路（国道 31 号及び 185 号）について、県が管理すべきではないか、また、県が管理している道路のうち、一つの基礎的自治体で完結するものは、まちづくりの点からも、当該基礎的自治体へ維持修繕や改良を含めて管理委託（将来的には市・町道へ移譲）すべきではないかという視点で議論を行った。

- 地方港湾の整備・管理については、市町村合併後、受益範囲が当該自治体内に留まるものについては、当該自治体へ移管すべきではないかという視点で議論を行った。
- 河川、砂防等の整備・管理については、国管理の一級河川を含めて県で総合的に管理すべきではないか、また、県管理の二級河川などの管理について、改修工事を含めて基礎的自治体で実施すべきではないか、更に、砂防、地すべり、急傾斜地の整備・管理について、まちづくりと防災対策の一体性の観点から、基礎的自治体で実施すべきではないかという視点で議論を行った。
- 道路について、委員の意見を総じてまとめると、県管理の道路のうち生活道路の性格が強いものについては、財源さえ確保できれば、市町村が整備・管理すればいい。一般県道は地域住民が中心に利用する道路であり、将来的には市町村道への移管を考える必要もあるが、当面、県からの委託という形で市町村が建設工事を行うことはできる。単に維持管理だけの委託では、あまり意味がないというものであった。
- 港湾については、港の利便性向上と利用料の低減が、後背地の産業競争力を左右するので、そういう観点を折り込んで検討すべきという意見があった。
- 河川については、治水・利水機能は利害調整ということもあるので広域自治体である県が調整を担うべきであるが、河川敷の利用など親水機能の整備は、基本的に基礎的自治体が担うべきであるという意見が大勢を占めた。
- 一方、道路や河川の整備・管理について、国・県・基礎的自治体トータルで効率化できなければ、下手に分散したのでは意味がないし、特に河川は、安全性の問題や技術的な問題もあり、分権を行う場合には配慮が必要という意見もあった。また、市町村が国庫補助事業を行う場合、県、国の出先機関、中央省庁の 3 段階でチェックばかり行われているが、それは排除すべきで、市町村の小さな事業まで、国が関与するのは行き過ぎという意見もあった。

- このような意見を踏まえて、基盤整備やその管理は、住民生活に密着しているもの、まちづくりと密接に関係があるもの、あるいは効果が一地域に留まるものについては、可能な限り基礎的自治体で実施できる仕組みを検討すべきである。

【整理の方向性】

- 県が管理している道路のうち、生活道路としての性格が強いものや、主としてその効果が一つの基礎的自治体で完結するものについては、基礎的自治体で維持管理（改良工事を含む）を実施できるよう検討を進めるべきである。なお、基礎的自治体の受入体制が整ったものについては、直ちに実施すべきである。
- 河川、砂防等については、治水・利水機能や親水機能を考慮しながら、管理のあり方について検討を進めるべきである。中でも、親水機能の整備については、基礎的自治体で実施できる仕組みを検討すべきである。
- 急傾斜地崩壊対策事業等の中で、地域性が強いものについては、まちづくりの観点から、基礎的自治体で実施できる仕組みを検討すべきである。
- 地方港湾の中で、地域性が強いものについては、地域の交通やまちづくりの観点から、基礎的自治体が総合的に管理できる仕組みを検討すべきである。
- 国が管理している県内完結の国道（31号及び185号）、及び国が管理している県内の一級河川（太田川、江の川、芦田川及び小瀬川の各水系の一部）について、県での管理（隣接県との共同管理を含む）を検討し、必要に応じて県への移管を国へ提案する（一般国道の実延長のうち70%、一級河川の流路延長のうち87%は既に県が管理している）。

② 都市・建築行政のあり方

- 都市計画に係る許認可事務について、開発行為の許可、宅地造成事務、建築確認等の許認可のうち、地域の自主性を尊重したまちづくりを進める上で、基礎的自治体への移譲が必要な事務権限について議論を行った。

県営住宅については、既存の県営住宅16,564戸について、民間委託も含めて管理のあり方をどうするか、また、新たな公営住宅の建設について、地域の自主性の観点から、県の関与をどうするかを論点とし議論を行った。

都市公園については、効率的な運営を図るため、民間活用や地域の主体的

な管理運営のあり方を論点とし議論を行った。

- 委員の意見を総じてまとめると、都市計画については、基礎的自治体が自由にやりたい部分であり、地方分権の流れの中で権限移譲の方向にはあるが、まだ、かなりの部分は県に決定権が残されているので、基礎的自治体が自由にやりたいという意向を吸い上げて、都市計画法の改正を国へ求めるべきである。このような許認可などは、財源が大きく影響する部分ではなく、建築確認の事務も、基礎的自治体へ建築主事を設置すればいいだけで、基礎的自治体へ任せるべきという意見が大勢を占めた。

一方で、都市計画は、個人の規制も伴うため、意見対立の調整に県の関与も必要ではないかという意見もあった。

- 県営住宅の管理については、民間へ委託して、効率的に運営する方策を考えるべきという意見が大勢を占めた。
- このような意見を踏まえ、許認可事務は、できる限り基礎的自治体へ権限移譲するとともに、県営住宅や都市公園の整備・管理については、民間活用や基礎的自治体へ委ねる方向で検討すべきである。

【整理の方向性】

- 都市計画に係る知事の権限については、基礎的自治体へ移譲できるものを精査した上で移譲を進め、必要に応じて国に対して法改正を提案すべきである。
- 建築確認の事務については、民間指定機関の活用や、建築主事を可能な限り基礎的自治体へ設置するなどにより、権限の移譲を進めるべきである。
- 都市公園については、効率的な運営を図るため、民間活用（指定管理者制度）や基礎的自治体への移譲等について総合的に整理すべきである。
- 既存の県営住宅の管理については、効率的な運営を図る観点から、民間活用（指定管理者制度）を図る方向で検討すべきである。なお、新たな公営住宅の整備については、極力基礎的自治体へ委ねる方向で整理すべきである。

(6) 教育委員会関係

① 義務教育のあり方

- 公立の小中学校については、市町村に設置義務があり、管理運営を行っているが、学級編成は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、全国一律に定められるとともに、この基準によって配置した教職員の給与費は県が支出し、その一部を国が負担する制度（義務教育国庫負担金）となっている。
- こうした設置管理者と費用負担者が一致していないことも一因となって、小規模校の統廃合が進まず、教育内容面の課題や非効率な学校運営が継続されているケースがあることから、小規模校の統廃合を中心に議論を行った。
- 地域の子どもは地域の学校で育てるべきであるという意見や遠距離通学の課題も指摘されたが、各委員の意見を総じてまとめると、教育の機会均等という視点では、どこでも同じということはありませんのであり、団体生活を学ぶべき第一歩である小学校において、団体生活が行えない点や、複数学年で一つの学級を構成する複式学級の課題など、小規模校には教育面でも課題が多く、教育内容の充実を図る上でも統廃合を進めるべきであるという意見が大勢であり、そのほかにも次のような意見があった。
- 児童生徒数が昭和60年から62%に減少しているのに対し、学校数が94%にしか減っていないという課題がある。本来、昭和60年の時点で、現状を予測し、対応しておくべきであり、少なくとも将来に向けては、児童生徒数に合わせて学校数、教職員数を縮小するというシミュレーションが行われていることが必要である。
- 小中学校が地域の拠点として求心力を持っていたことが、小規模校の統廃合が進まない理由であり、統廃合後の利用について、まちづくりも含めた総合的な対応が必要である。また通学距離の拡大に対応して通学バスを配置するが、通学だけでの利用では非効率であるため、高齢者福祉も含めて過疎地域路線の確保策として取り入れることもできる。このように、小規模校の統廃合を教育委員会だけでなく知事部局も加えた総合的な議論としてほしい。
- 政令指定都市における教職員に任命権は、政令指定都市の権限になっているが、適切な教職員配置を行う意味で、県で一律にマネジメントを行う制度

義務教育に係る県と大都市との関係

1 義務教育に係る権限等の状況

(○印が現状、網掛け部分が課題)

権 限 等	国	都道府県	政令市	中核市	市町村
学級編成					
学級編制の標準	○				
学級編制の基準		○			
学級編制の実施			○	○	○
教職員定数					
都道府県ごとの総数の標準	○				
市町村別の定数決定		○			
教職員の給与負担	○	○			
教職員の給与等勤務条件		○			
教職員の人事等					
教職員の任免・人事異動		○			
教職員の処分		○			
一般的なサービス管理			○	○	○

◎ 現行の課題

教職員の人事等は、県で一元的に管理するべきであるという考え方に立つと、現在、政令市にある権限を県に一元化する必要がある。

◎ 政令市等への権限移譲が進んだ場合の課題

定数や給与等勤務条件を政令市で定めながら、実際の給与負担は、引き続き県が行うことになり問題である。

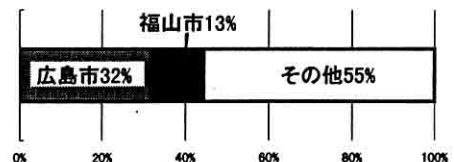
広域的な人事交流等、教職員の一元的な管理を行う上で阻害要因となる。

この部分の権限移譲が検討されている。(地方制度調査会)
政令指定都市への次の権限
・学級編制の基準の決定
・定数の決定
・給与等勤務条件の決定
中核市への次の権限
・教職員の任免・人事権
・教職員の処分

2 教職員数(H15年度)

(人)

	小学校	中学校	計
県全体	10,680	5,580	16,260
広島市	3,386	1,745	5,131
福山市	1,360	716	2,076
その他市町村	5,934	3,119	9,053



3 過去5年間の人事異動の件数

(人)

	H11	H12	H13	H14	H15
県 ⇒ 広島市	10	12	12	32	58
広島市 ⇒ 県	6	8	12	23	24
計	16	20	24	55	82

を堅持する必要がある。

【整理の方向性】

- 教育内容の充実を図るため、小規模校の統廃合を進めるべきである。
- 福祉や地域振興等の知事部局の視点も加え、体系的な推進を行うべきである。
- 小規模校の統廃合後の利用についての制約を極力排除するよう、国への提案を行うべきである。
- 政令指定都市の教職員については、給与負担を県が行い、その任免権を政令指定都市が持っている課題について、今後望ましい方向性について議論していくべきである。

② 生涯学習における県教育委員会の役割の整理

- 人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択できる生涯学習社会の実現のため、学校教育、社会教育、スポーツ、文化活動などを包括して多様な学習機会を総合的に振興していくことを目的として、国、県、市町村において多様な取組みが行われているが、地域の個性を生かす意味からも、基礎的自治体や民間の自主的・主体的取組みによって行われるべきではないかという視点で、国や県教育委員会の関与のあり方について議論した。
- 基本的には、生涯学習の分野では、県教育委員会の役割は縮小する方向で、次のような意見があり、反対意見なく方向性の一致を見た。
- 生涯学習の世界は個人個人が自分の個性、地域の個性を発揮して行うべきもので、限られた人的資源や財源を投入して行政が関与しなければならないものか見直しが必要である。生涯学習に力を出す余力があるのであれば、小中学校の教育に全力投球し、生涯学習は民間に委ねればよい。民間の方がずっと進んでいる。
- 生涯学習に使っている財源は、一般財源として市町村に渡した方が、有効に生かして使える。地域で直接やれば、いろいろな地域のパワーも活用できて、効果的な事業展開ができる。生涯学習については、市町村や民間に委ねるのがよい。

- 中山間地域には、民間参入がほとんどないが、市町村が提供すればよい。
その場合も、住民は市町村の枠を越えて活動する。
- 生涯学習を進める上で、地域間格差は否定されるべきではなく、地域間格差があることにより、競争が生まれ、より良い生涯学習が行われることにつながるはずである。

【整理の方向性】

- 生涯学習に関する県教育委員会の役割を極力縮小する方向で、組織や予算の整理を行うべきである。
- 国庫補助事業については、市町村の一般財源として自主的な運用ができるよう他の国庫補助負担金の見直しに合わせて、国への制度改革の提案を行うべきである。
- 社会教育施設については、他の公の施設と同様の視点で、基礎的自治体や民間活用（公の施設の指定管理者制度）を含めて整理すべきである。

3 地域事務所のあり方

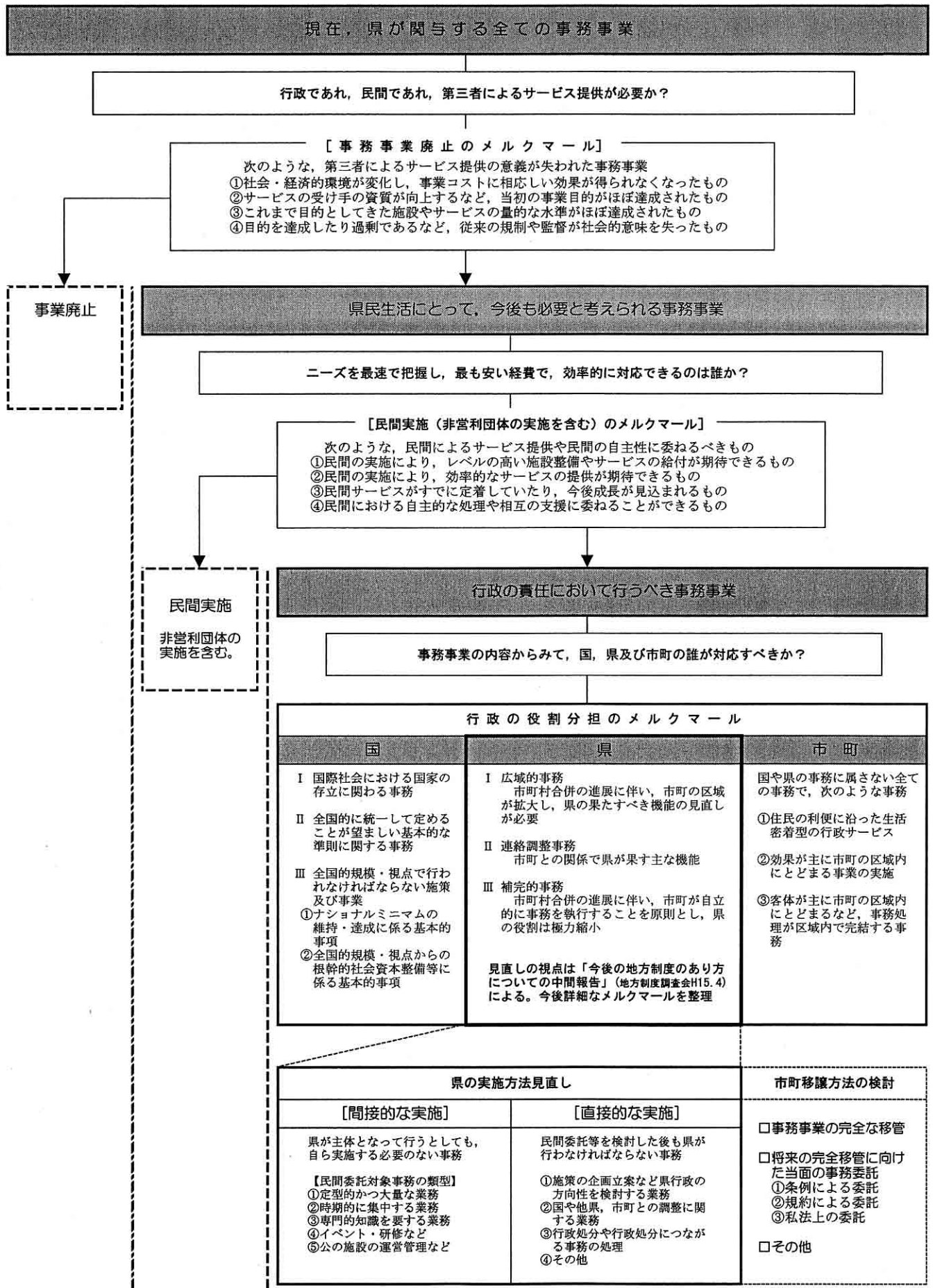
- 平成13年4月、地域の実情や市町村の意向などを踏まえた圏域ごとの地域発展プランの調整・推進などを通じて、地域の特性を活かした圏域内の総合行政を展開するため、また、管内市町村の広域行政への取組みを支援するため、主要な地方機関である県税事務所、福祉保健センター・保健所、農林事務所、土木（建築）事務所を統合し、県内7か所の地域事務所として再編した。
- 地域事務所の職員数（平成15年4月1日現在）は、本庁・地方機関含めた知事部局（5,914人）のうちの47.6%（2,817人）を占めている。ちなみに、本庁35.9%（2,124人）、その他の地方機関16.5%（973人）となっている。
- 県の組織・機構は、行政需要の変化に即応して事務事業を最も効率的、効果的に執行できるように編成すべきと考えており、特に県民や市町村等に密着した、直接執行部門である地域事務所については、地方分権の進展や市町村合併の本格化、交通機能の発達による生活圏の拡大、情報通信網の整備などにより、周辺環境が大きく変化する中、県と市町、行政と民間の新たな役割分担を踏まえた上で、より良い行政サービスを提供できる効率的・効果的な組織体制の構築へ向けた見直しが急務となっている。
- 小委員会においては、このような現状の中で、市町村合併の進展による市町の広域化や市町への事務・権限移譲による業務量の減少が見込まれることなどを踏まえた総合行政機能や設置形態のあり方、さらには、地域事務所の事務・権限やその執行方法の抜本的な見直しについて議論を行った。小委員会において議論された内容を要約すると、次のとおりである。
 - ・ 総合行政機能について、合併建設計画策定に当たり、地域事務所が窓口となり、県との調整が非常に容易になるなど機能したが、個別事業では予算的にも箇所付けにしても、部局ごとで行っており機能していない。
 - ・ 地域事務所の業務のうち、総務局・税務局を除けば、県がしなければならないものは極めて限られてくる。残った業務は、地域事務所で行う必要はなく、本庁で直接しても構わない。厚生環境局・農林局・建設局は、最終的には合併後の基礎的自治体に委ねられるものではないか。分野ごとに、スケジュールを明確にした基礎的自治体への事務・権限移譲計画を立てる必要がある。

- ・ しかし、その時期については、都市部の大きな自治体なら17年4月からでも可能かもしれないが、中山間地域の小さい自治体同士の新設合併であれば、合併で精一杯であり、すぐには無理である。
- ・ 農業や土木分野において、広域的・政策的なことは本庁で行い、事業ごとに地方機関を置き、事業が終了すれば引き上げるといった個別の事業対応という方法もある。
- ・ 地域事務所で対応できないものを、本庁に伺うという二重の仕事をしているため、一本化して効率化すべき。
- ・ 地域事務所の支局・分室については、市町村合併が進展するこの機会に、整理する必要がある。

【整理の方向性】

- 総合事務所としての地域事務所については、基礎的自治体への事務・権限移譲が進展した段階における廃止を念頭に、今後の見直しを行う。
- 廃止までの暫定期間として、合併後の基礎的自治体の行政体制の整備状況を考慮しながら、本庁や基礎的自治体、民間との役割分担を踏まえ、分野ごとに基礎的自治体等への事務・権限の移管スケジュールを立て、それに対応した地域事務所の組織体制や機能等を検討する。
- その際、市町村合併により広域化する基礎的自治体に対応するため、地域事務所の所管区域の広域化を検討する。
- 地域事務所の支局・分室等については、業務量や管内市町村の合併状況等を踏まえ、統廃合を検討する。

4 事務事業見直し基準について



※ 現行制度等の改正が必要なものは、国へ要望・提案を行う。

5 広島県分権改革推進審議会小委員会委員名簿

職 名	氏 名	備考
広島県商工会議所連合会会頭	池 内 浩 一	
高田郡甲田町長	今 井 正	
広島経済同友会代表幹事	大 田 哲 哉	
広島女学院大学助教授	折 登 美 紀	
広島県商工会連合会会長	加 島 英 俊	
広島大学法学部教授	川 崎 信 文	委員長代理
広島県農業協同組合中央会会長	児 玉 静 秋	
広島県民生委員児童委員協議会会長	櫻 井 正 弥	
広島県国民健康保険団体連合会常務理事	佐 古 清 進	
広島県議会議員	平 浩 介	
安田女子短期大学講師	戸 井 佳奈子	
社団法人中国地方総合研究センター理事長	櫛 本 功	委員長
日本労働組合総連合会 広島県連合会会長	宮 地 稔	
中国新聞社代表取締役副社長	山 本 一 隆	
三次市長	吉 岡 広小路	

(50 音順, 敬称略)

6 小委員会の審議経過

- 第1回小委員会（平成15年8月12日 9:30～12:00）
出席者：委員12名，関係者2名
審議事項：委員長（樺本委員）選出
広島県の方権改革の流れ，スケジュール，県の方組織と職員数等
事務事業の見直し基準，議論すべき主要論点
- 第2回小委員会（平成15年8月22日 9:30～12:00）
出席者：委員12名，関係者2名
審議事項：環境部門における事務事業見直しについて
福祉保健部門における事務事業見直しについて
- 第3回小委員会（平成15年8月23日 13:30～16:00）
出席者：委員13名，関係者1名
審議事項：商工労働部門における事務事業見直しについて
教育部門における事務事業見直しについて
- 第4回小委員会（平成15年8月26日 13:30～16:00）
出席者：委員14名，関係者1名
審議事項：農林水産部門（基盤整備）における事務事業見直しについて
土木建築部門における事務事業見直しについて
- 第5回小委員会（平成15年9月2日 9:30～12:00）
出席者：委員10名，関係者2名
審議事項：農林水産部門（基盤整備以外）における事務事業見直しについて
地域事務所のあり方について
- 第6回小委員会（平成15年9月17日 13:30～16:00）
出席者：委員 名，関係者 名
審議事項：小委員会報告について
広島県財政の現状と今後の財政収支見通しについて

市町村の雇用対策 支援

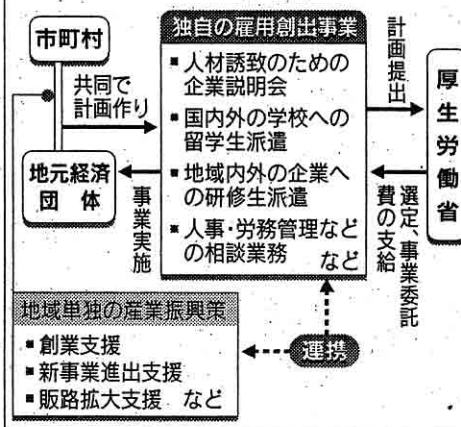
地元V.B説明会／若年失業者の企業研修

厚労省、まず30事業

厚生労働省は来年度から市町村が主導する雇用対策の本格支援に乗り出す。地元ベンチャー企業への就職支援や若年失業者が技能を取得するための企業研修など市町村が手掛ける独自対策を財政支援する。来年度はまず約三十の事業を対象にする。若年失業が深刻になる中で、地域の産業構造など実情にあったきめ細かな雇用対策を進めるのが狙いだ。

職業紹介などの雇用政策も地域雇用開発促進法による制度などはあったが、全国的に国が主導し、よる都道府県の計画に沿って、新事業所を設け雇用に増やした企業を助成になりがちだ。これまで

厚生労働省が来年度創設する市町村主導の雇用対策支援制度の仕組み



進める産業振興策と、国の雇用対策がかみ合わず雇用創出に結びつかないとの批判がある。厚労省は地域の創意工夫を生かすには、市町村単位の政策を直接支援する制度が必要と判断した。

新制度では、地元商工会議所など事業者団体との連携を条件に市町村が独自につくる雇用対策を後押しする。例えば、ベ

ンチャー企業の創業支援をめざす市町村が人材を集めるために開く説明会や、地域外の企業や大学への研修・留学生派遣などの経費を支給する。地場産業による新規事業進出を促すため、人事制度や労務管理の相談業

務のコンサルティング会社への業務委託費なども支援対象にする。地域の産業振興策と連動した雇用政策を幅広く支援する方針で、来年度は十五億円の予算獲得をめざしている。

改正職業安定法の施行で来春に解禁予定の自治体による無料職業紹介事業に、公共職業安定所（ハローワーク）が持つ求人情報も提供する。地方独自の求人情報に国が持つ情報を加え、より効率

的に再就職先を紹介する。

自治体はこれまで就職希望の高校生に企業で就業体験をさせるなどの雇用対策を講じてきた。ただ小規模な市町村など財政状況が厳しい自治体は「十分な対策をできていない」（厚労省職業安定局）のが実情。昨年初めて都道府県別の失業率が公表され、自治体も雇用対策に力を入れ始めている。